　小野町指令健第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名　　田村地区保護司会小野町支部

　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった、　　年度田村地区保護司会小野町支部事業活動補助金について、小野町補助金の交付等に関する規則（昭和４８年規則第２号）第７条の規定及び田村地区保護司会小野町支部事業活動補助金の交付等に関する要綱の定めるところにより、下記条件を付して金　　　　　　　円を交付する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野町長

記

１　この補助金は、　　　　年度田村地区保護司会小野町支部事業活動補助金なので、他の目的に使用してはならない。

２　補助金を他の用途に使用し、その他法令またはこれに基づく町の指示若しくは命令に違反したときは、補助金の一部または全部の返還を命ずることがある。

３　事業終了後、速やかに実績報告書を提出すること。

４　事業の会計経理を明確にしておくこと。